

社会福祉法人 功寿会

社会福祉法人功寿会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人功寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第20条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間5万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間5万円以内とする。
- 5 非常勤役員に対する報酬は、別表2に定める額とする。
- 6 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(支給の方法)

第5条 役員及び評議員の報酬等は、会議開催の都度支払う。

(支給の形態)

第6条 報酬等は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった事項等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に細則で定めるものとする。

附 則

この規程は平成31年3月10日から施行する。

別表1（評議員の報酬）

	日 額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

別表2（役員の報酬）

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000 円
理事会、評議員会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000 円